

議案第 22 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定に
ついて

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(三田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 三田市固定資産評価審査委員会条例(昭和31年三田町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「及び住所」の次に「又は居所」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「及び住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条第4項中「審査申出人」を「その旨を審査申出人」に改める。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(三田市市税条例の一部改正)

第2条 三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

（特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	会長	日額 13,000円
	委員	日額 12,500円

（三田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第5条 三田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（三田市行政手続条例の一部改正）

第6条 三田市行政手続条例（平成9年三田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

（三田市個人情報保護条例の一部改正）

第7条 三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第27条」の次に「、第50条」を加える。

第26条第1項中「第43条及び第44条」を「第43条第2項及び第44条第1項並びに第50条第1項及び第2項」に改め、同条第3項中「第42条及び」を削る。

第4章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第42条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条（三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）第44条第2項の規定に基づく規則を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「三田市個人情報保護審査会」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「三田市個人情報保護審査会」とする。

第43条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条各号列記以外の部分中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を

除き、三田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、「当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、規則で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

第46条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第47条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第48条及び第49条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第50条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請

求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第50条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第46条第3項若しくは第4項又は第48条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第51条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第52条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（三田市情報公開条例の一部改正）

第8条 三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第14条第1項中「第19条及び第20条」を「第19条第2項及び第20条第1項」に改め、同条第3項中「第18条及び」を削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第18条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条（三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）第20条第2項の規定に基づく規則を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項

中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「三田市情報公開審査会」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「三田市情報公開審査会」とする。

第19条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条各号列記以外の部分中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第2条に規定する三田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を変更し、当該公開決定等を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の1項を加える。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、規則で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

第22条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第23条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第24条及び第25条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第26条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第26条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第24条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第27条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第28条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 三田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年三田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第10条 三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

三田市行政 不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりその権限に属された事項を処理すること。	3人以内	3年
----------------	---	------	----

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（三田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例第1条による改正後の三田市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項及び第4項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。